

(平成19年9月7日修正後)

【照会先】

社会保険庁総務部職員課

課長補佐 小野塚 一幸 (3522)

(代表) 03-5253-1111

(直通) 03-3595-2709

社会保険庁職員による横領等事案調査結果

平成19年9月3日

社会保険庁

※ 社会保険庁職員によって年金保険料等の着服、年金給付金等の不正受給がなされた事案について、社会保険庁が全国の社会保険事務局を通じて調査を行った結果、平成19年9月3日時点で把握したものである。

社会保険庁職員による横領等事案の調査結果

被処分者 所属	処分年月	行為時職名	内容	金額(円)	現年度分、 過年度分の別 ^(注1)	通常納付、 特例納付の別	年金記録の 訂正必要の有無	訂正の結果等	公表、 未公表の別
三重県 民生部国民年金課	昭和38年12月	記録係長	年金給付費	178,000	—	—	—	—	未公表
石川県 厚生部国民年金課	昭和39年 4月	一般職員	年金給付費	301,200	—	—	—	—	公表 ^(注2)
宮城県 民生部保険課	昭和39年11月	船員保険駐在員	船員保険料	3,394,768	—	—	—	—	公表 ^(注2)
香川県 厚生部保険課	^(注3) 昭和40年 1月	一般職員	健康保険給付費	982,104	—	—	—	—	未公表
沼津 社会保険事務所	昭和44年 5月	一般職員	健康保険給付費	78,143	—	—	—	—	未公表
埼玉県 民生部国民年金課	昭和44年 9月	一般職員	年金給付費	1,167,100	—	—	—	—	公表 ^(注2)
別府 社会保険事務所	昭和46年12月	一般職員	健康保険給付費	210,320	—	—	—	—	公表 ^(注2)
福岡県 民生部国民年金課	昭和47年 1月	福祉年金第1係主任	年金給付費	569,000	—	—	—	—	未公表
岐阜 社会保険事務所	昭和49年 9月	徴収課収納係長	返納金	532,618	—	—	—	—	未公表
仙台南 社会保険事務所	昭和53年 2月	給付専門官	健康保険給付費	669,695	—	—	—	—	未公表
港 社会保険事務所	昭和53年11月	社会保険調査官	健康保険給付費	2,764,928	—	—	—	—	未公表

(注1)「現年度分、過年度分の別」以降の欄の「—」については、国民年金保険料以外の横領事案である。

(注2)「公表、未公表の別」欄の「公表」は、報道機関が独自取材により報道したものを示す。

(注3) ()内の年月は、監督者処分に係る年月である。

社会保険庁職員による横領等事案の調査結果

被処分者 所属	処分年月	行為時職名	内容	金額(円)	現年度分、 過年度分の別 ^(注1)	通常納付、 特例納付の別	年金記録の 訂正必要の有無	訂正の結果等	公表、 未公表の別
七尾 社会保険事務所	昭和56年 9月	一般職員	健康保険給付費	363,680	—	—	—	—	(注2) 公表
旭川 社会保険事務所	昭和56年10月	一般職員	健康保険給付費	2,790,584	—	—	—	—	(注2) 公表
平 社会保険事務所	昭和57年 3月	業務第1課適用係長	特例納付保険料	121,060	過	特例	無し ^(注4)	納付記録は正常に 処理済み	未公表
			年金給付費	4,815,569	—	—	—		
			健康保険給付費	75,600	—	—	—		
奈良県 民生部国民年金課	昭和58年 3月	一般職員	年金給付費	1,794,300	—	—	—	—	未公表
社会保険庁 年金保険部	昭和61年 3月	支払第12係長	年金給付費	518,400	—	—	—	—	未公表
社会保険庁 年金保険部	昭和61年 3月	一般職員	年金給付費	1,599,000	—	—	—	—	未公表
八王子 社会保険事務所	昭和61年 6月	徴収課徴収第1係長	厚生年金保険料等	214,540	—	—	—	—	未公表
大森 社会保険事務所	(注3) (昭和62年 3月)	主任社会保険調査官	年金給付費	2,221,680	—	—	—	—	(注2) 公表
青森県 生活福祉部国民年金課	昭和62年12月	福祉年金第2係長	年金給付費	1,646,000	—	—	—	—	未公表
社会保険業務センター 債権管理課	平成 2年 6月	一般職員	返納金	294,332	—	—	—	—	未公表
唐津 社会保険事務所	平成 2年12月	適用指導官	国民年金保険料	368,840	過	通常	有り	訂正済み	未公表
大月 社会保険事務所	平成 4年 7月	適用指導官	国民年金保険料	441,600	現・過	通常	有り	訂正済み	未公表

(注1)「現年度分、過年度分の別」以降の欄の「—」については、国民年金保険料以外の横領事案である。

(注2)「公表、未公表の別」欄の「公表」は、報道機関が独自取材により報道したものの。

(注3) ()内の年月は、監督者処分に係る年月である。

(注4)行為者が被保険者より徴収した特例納付保険料は本来納付する必要がないものであったため、被保険者に当該保険料を返還。

社会保険庁職員による横領等事案の調査結果

被処分者 所属	処分年月	行為時職名	内容	金額(円)	現年度分、 過年度分の別 ^(注1)	通常納付、 特例納付の別	年金記録の 訂正必要の有無	訂正の結果等	公表、 未公表の別
玉出 社会保険事務所	平成 4年11月	一般職員	健康保険給付費	960,000	—	—	—	—	未公表
墨田 社会保険事務所	平成 7年 9月	裁定係長	年金給付費	11,791,764	—	—	—	—	公表
直方 社会保険事務所	平成 8年 6月	国民年金業務課長	国民年金保険料	834,780	過	通常	有り	訂正済み	^(注2) 公表
茨城県 福祉部保険課	平成 8年 7月	一般職員	船員保険給付費	5,778,014	—	—	—	—	未公表
練馬 社会保険事務所	平成 9年 3月	国民年金調査官	国民年金保険料	4,456,800	過	通常	無し	納付記録は正常 に処理済み	公表
札幌西 社会保険事務所	平成10年 1月	適用・医療給付 業務次長	健康保険給付費	8,458,836	—	—	—	—	公表
社会保険業務センター 中央年金相談室	平成10年 3月	主任相談官	年金給付費	9,078,188	—	—	—	—	公表
蒲田 社会保険事務所	平成10年11月	年金専門官	国民年金保険料	12,661,360	過	通常	無し	納付記録は正常 に処理済み	公表
			年金給付費	26,447,337					
城東 社会保険事務所	^(注3) 平成11年 4月	一般職員	国民年金保険料	278,120	過	通常	有り	訂正済み	公表
城東 社会保険事務所	^(注3) 平成11年 4月	国民年金業務係長	還付金	352,000	—	—	—	—	公表
高知東 社会保険事務所	平成11年 4月	国民年金保険料 係長	国民年金保険料	663,080	過	通常	有り	訂正済み	公表
貝塚 社会保険事務所	平成11年 6月	徴収課滞納整理 係長	厚生年金保険料等	545,160	—	—	—	—	公表

(注1)「現年度分、過年度分の別」以降の欄の「—」については、国民年金保険料以外の横領事案である。

(注2)「公表、未公表の別」欄の「公表」は、報道機関が独自取材により報道したものを。

(注3) ()内の年月は、監督者処分に係る年月である。

社会保険庁職員による横領等事案の調査結果

被処分者 所属	処分年月	行為時職名	内容	金額(円)	現年度分、 過年度分の別 ^(注1)	通常納付、 特例納付の別	年金記録の 訂正必要の有無	訂正の結果等	公表、 未公表の別
半田 社会保険事務所	平成11年12月	年金給付係長	年金給付費	44,437,389	—	—	—	—	公表
玉出 社会保険事務所	平成13年 2月	一般職員	健康保険給付費	543,203	—	—	—	—	公表
札幌西 社会保険事務所	平成14年 8月	国民年金保険料 収納指導員	国民年金保険料	2,655,110	現・過	通常	有り	訂正済み	公表
新発田 社会保険事務所	平成14年 9月	国民年金推進員	国民年金保険料	478,800	現・過	通常	有り	訂正済み	公表
江戸川 社会保険事務所	平成15年 1月	徴収課収納係長	健康保険任意継続 保険料等	521,386	—	—	—	—	公表
高岡 社会保険事務所	平成15年 2月	国民年金保険料 収納指導員	国民年金保険料	212,800	現・過	通常	有り	訂正済み	公表
八代 社会保険事務所	平成15年 5月	国民年金業務 第2課長	国民年金保険料	172,900	現・過	通常	有り	訂正済み	公表
江東 社会保険事務所	平成15年 8月	一般職員	厚生年金保険料等	312,486	—	—	—	—	公表
下関 社会保険事務所	平成15年11月	主任国民年金調査官	年金給付費	358,500	—	—	—	—	公表
新庄 社会保険事務所	平成15年12月	システム運用管理官	国民年金保険料	159,600	現・過	通常	有り	訂正済み	公表
水戸北(日立) 社会保険事務所	平成17年 6月	社会保険調査官 (徴収課長)	厚生年金保険料等	790,675	—	—	—	—	公表
浜松東 社会保険事務所	平成17年 6月	徴収課長	厚生年金保険料等	3,983,005	—	—	—	—	公表

(注1)「現年度分、過年度分の別」以降の欄の「—」については、国民年金保険料以外の横領等事案である。

社会保険庁職員による横領等事案の調査結果

被処分者 所属	処分年月	行為時職名	内容	金額(円)	現年度分、 過年度分の別 ^(注1)	通常納付、 特例納付の別	年金記録の 訂正必要の有無	訂正の結果等	公表、 未公表の別
松山東 社会保険事務室	平成18年 2月	国民年金業務 第2係長	国民年金保険料	540,040	現	通常	有り	訂正済み	公表
長野南 社会保険事務室	平成18年 8月	保険料係長	国民年金保険料	1,905,380	現・過	通常	有り	訂正済み	公表
小倉南 社会保険事務所	^(注3) (平成19年 1月)	保険料係長	国民年金保険料	1,005,900	現・過	通常	有り	訂正済み	公表
事案件数：50件	—	—	—	168,495,674	現年度：9 過年度：15	通常：15 特例：1	有り：13 無し：3	訂正済み：13 正常処理：3	公表：32 未公表：18

(注1)「現年度分、過年度分の別」以降の欄の「—」については、国民年金保険料以外の横領事案である。

(注3) ()内の年月は、監督者処分に係る年月である。

年金保険料に係る横領等の状況

- 合計：22件
- 被害額合計：33,652,267円
- 被害者数合計：被保険者 378名
：事業所 40事業所
- 処分の状況：免職18名、停職1名^(注5)

(注5) 処分の状況については、行為者行方不明、後に処分日前の死亡を確認し、処分無効となった事案が1件、行為者が既に退職していたため処分できなかった事案が2件ある。

年金給付金に係る横領等の状況

- 合計：13件
- 被害額合計：106,923,427円
- 被害者数合計：受給権者 14名
- 処分の状況：免職12名^(注6)

(注6) 処分の状況については、行為者が既に退職していたため処分できなかった事案が1件ある。

その他の給付金等に係る横領等の状況

- 合計：15件
- 被害額合計：27,919,980円^(注7)
- 被害者数合計：被保険者等 53名
：事業所 1事業所
- 処分の状況：免職11名、停職2名^(注8)

(注7) 厚生年金保険料と併せて健康保険料・児童手当
拠出金を横領した金額を含む。

(注8) 処分の状況については、行為者が既に退職して
いたため処分できなかった事案が2件ある。

◎ 平成7年9月以降の事案については、下関社会保険事務所の事案を除き、会計検査院への報告を行っている。
ただし、それ以前については、書類が現存していないため、確認ができない。